

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	中澤 芽衣
論文題目	ウガンダ南部の都市近郊農村における土地権利と女性世帯の生計活動		
(論文内容の要旨)			
<p>東アフリカ・ウガンダ共和国では、急速な人口増加と土地所有権の強化に伴い土地の資産価値が高騰し、土地不足の問題が深刻となっている。本論文は、そうした土地不足が進行する都市近郊農村における住民の移住履歴や土地所有、婚姻形態、生計活動を検討したうえで、女性が世帯主の世帯（以下、女性世帯）の生活実態と経済的な困窮から脱却するための営為を解明している。</p> <p>序章では、先行研究をふまえて、現代アフリカにおける現金経済の浸透、人口増加に伴う土地不足と貧困の問題、女性の土地権利の脆弱性に関する議論を記述している。ウガンダでは女性世帯が増加しており、男性との離別や死別に伴う男性労働力の喪失によって女性世帯の生活が困窮する危険性が高まっていることを指摘している。</p> <p>第一章では、イギリス保護領期以前から現政権までの土地政策の変遷について記述している。イギリスの保護領となる1894年以前、ガンダ王国の住民は家屋や畑を含む土地区画をチバンジャと呼んでいた。イギリスによる間接統治のもとで、ガンダ王国の土地は王領地とマイロランドに分類された。マイロランドは首長や軍人といった特権階級に分配されたが、彼らと先住の農家とのあいだで土地をめぐる争いが多発した。地主である特権階級に対して先住者の生存を保護するため、チバンジャは借地権という意味あいをもつようになった。</p> <p>第二章では、調査地K村の概要について記述した。K村は都市近郊に位置する農村であり、住人の多くは出身村や都市を離れ、村長から移入の許可を受けて移住していた。K村は多民族で構成され、世帯間の親族関係が希薄であるという特徴をもつ。</p> <p>第三章では、ウガンダの重要な主食作物であるバナナの栽培について記述した。バナナは自給作物であると同時に換金作物でもあり、都市では高値で取引され、住人の貴重な現金収入源となっている。多くの人びとはチバンジャでバナナを栽培し、その畑には墓地がつくられ、死者が埋葬されている。</p> <p>第四章では、K村におけるイギリス保護領期から2017年現在までの土地所有者の変遷を明らかにしている。村のなかには自由土地所有権と最長99年の土地リース権のほか、マイロランドに付与されるマイロ所有権と借地権「チバンジャ」が存在する。マイロ所有権や土地リース権、自由土地所有権の所有者は都市に暮らす富裕者であり、彼らは資産価値の上昇を見込んで土地を所有している。富裕者による土地の囲い込みと私有化によって、一般農家の使用できる面積は減少し、土地不足は深刻である。</p> <p>第五章では、借地権「チバンジャ」に着目し、農村の居住者が生存基盤としてチバ</p>			

ンジャを所有する重要性を提示した。住人はマイロ所有権の所有者に対して、一年間に一律5,000シリング（約1.5米ドル）という少額の現金を支払うことでチバンジャを永続的に使用し、多年生作物であるバナナを栽培できる。K村では、移入者の増加に伴い土地不足が生じ、チバンジャの売買価格は高騰している。移入者のなかにはチバンジャを購入できない多数の世帯が存在し、その多くは女性世帯であった。これらの女性世帯はチバンジャを転借して農業を営むが、バナナやコーヒーといった永年生作物の栽培が禁止されるだけでなく、高額な転借地代を請求されることもあり、女性世帯の多くは困窮している。

第六章では、住人の婚姻形態を分析し、婚資の支払いと離別・死別後の女性世帯への財産分与の関係を明らかにした。ガンダ社会において正式な婚姻関係を結ぶためには、夫方親族から妻方親族に婚資を支払うことが不可欠である。この支払いによって、妻は夫や夫方親族から財産を分与されるべき存在として認められる。しかし、夫との離婚時には、妻方親族が受け取った婚資を夫方親族に返却しないかぎり、妻は夫から財産分与を受けられず、再婚することもできない。2000年代以降、婚資の支払いがないまま同居をはじめ男女が増加している。この同居はガンダ社会の慣習では正式な婚姻とは認められないため、女性は離別・死別時に男性から財産分与を受けることができず、厳しい状況に立たされていた。

第七章では、夫との死別や男性との離別後における女性世帯の生活再建の実態を明らかにしている。地方都市の発展による食料需要の高まりや農村における商機を積極的に活用し、女性たちはビジネスの空隙を探して軽食の販売で現金を稼得し、みずからのチバンジャを購入している。チバンジャにおけるバナナ栽培により、女性たちは安定した生活をおくることができる。

終章では、各章を総括し、農村社会における土地不足と土地権利について検討し、夫との死別や男性との離別後における女性世帯の生活再建の実態を考察している。現代ウガンダの都市近郊農村では、人口増加と土地の私有化に伴う土地不足は深刻な問題であり、チバンジャの所有の有無が食料の自給と現金収入の格差を生み出す要因となっている。女性世帯は男性世帯と比べると、土地権利を取得することは難しく、生活の困窮に直面しやすい。結婚時に夫方親族が婚資の支払いを済ませていると、夫の死後、妻に対して財産が分与され、その女性は安定した生活をおくることができる。一方、婚資の支払いの有無に関係なく、男性との離別によって女性は財産権を奪われ、社会的に孤立することもある。本論文は、女性世帯の安定した生活の再建には商機を見出すビジネスの展開とチバンジャの取得、所有地におけるバナナ栽培が重要な役割を果たしていると結論づけた。

(論文審査の結果の要旨)

東アフリカ・ウガンダ共和国では、1998年に新土地法の施行によって土地所有権が強化され、近年の好況によって土地の経済価値が上昇している。富裕層による土地取得が進み、農村内には土地なし農家があり、土地不足が深刻な問題となっている。そのなかでも女性の土地に対する権利の脆弱性が問題となっており、女性が土地権利を取得するのは男性に比べて困難である。本論文は、ウガンダ南部の都市近郊農村に焦点をあてて人口増加と土地不足の状況を明らかにしたうえで、女性が世帯主の世帯（以下、女性世帯）の生活実態を解明することを目的としている。そのため、住民の移住履歴や土地所有、婚姻形態、生計活動が詳細に記述・分析されている。また、女性世帯主が男性との離別・死別のあとで生活を再建するための方策として、商機を見出すビジネスの展開と土地権利の取得、所有地におけるバナナ栽培の重要性が論じられている。

本論文の優れた学術的意義は、以下の3点にまとめることができる。

第一に本論文は、長期にわたる現地調査によって、調査村に居住する全64世帯の構成や居住年数などを調べたうえで、植民地期以降に形成された5種類の土地権利と所有面積の変遷を分析していることにある。村内には自由土地所有権と最長99年の土地リース権のほか、ガンダ王国に特有な土地権利であるマイロ所有権とその借地権チバンジャが存在する。チバンジャの借地料は年間5,000シリング（約1.5米ドル）と低く設定されており、土地面積に関係なく一律である。このチバンジャという土地権利により、住民は重要な主食作物であるバナナを栽培し、永続的に土地を利用しつづけることができる。また、村内の住人には土地なし世帯も存在し、チバンジャの転借がおこなわれている。この転借権の価格は近年、高騰しており、その支払いは土地なし世帯の生活を圧迫している。このように本論文が、女性世帯の多くが土地権利をもたず、転借権に対する支払いによって生活が困窮していることを実証した意義は大きい。

本論文の第二の意義は、女性世帯の土地権利には世帯主である女性の婚姻形態や婚資の支払いが関連していることを明らかにしたことにある。男性による婚資の支払いが伴わない男女の同居は正式な婚姻とは認められず、女性は離別・死別時に男性から財産分与を受けることができないこと、また、婚資の支払いと正式な婚姻儀礼を経ている、妻方親族が夫方親族に対して婚資を返却しなければ離婚は成立せず、別居した女性は財産を受け取れないばかりか、再婚することもできないという女性にとって厳しい現状が明らかにされた。ただし、夫との死別時に、婚資の支払いと正式な婚姻儀礼を経ていることによって夫の財産分与を受け取ることができる女性がいることも指摘している。こうした男女の婚姻形態や関係性を出発点とし、世帯の生計活動と暮らし、婚資をめぐる夫方親族と妻方親族の関係性、離別・死別と財産分与といった女性世帯主のライフヒストリーを、本論文が詳細に解明したことは高く評価することができる。

本論文の第三の意義は、女性世帯の経済的な困窮は社会的な孤立とともに進行することを明らかにし、女性の財産権に着目して、男性との離別後における女性世帯の生活実態と安定した生活のための自発的な取り組みを解明している点にある。農村では離婚女性に対する差別や死別した夫の死因がAIDSではないかという疑念が根強く存在し、女性世帯主の経済的な困窮はこれらのことに起因する社会的な孤立を伴っている。このような社会関係のなかで女性たちは都市近郊農村という立地を活かし、地方都市の発展による食料需要の高まりや農村における商機の拡大に積極的に対応し、軽食の販売で現金を稼得している。そして、この現金収入によりみずからのチバンジャを購入し、その土地で安定した生活をおくっている。本論文が、女性世帯をめぐる厳しい経済・社会的環境と、その男性との離別・死別後における生活再建のプロセスを実証的に解明したことは、きわめて重要な貢献である。

本論文は、現地社会で使用されるガンダ語を習得し、その運用能力を活かして長期にわたる現地調査を実施した成果である。国家の土地政策の変遷、農村における所有地の面積と土地権利、住民の生計活動、婚姻の形態や離別のプロセスを解明し、これらを農村における世帯間格差と女性世帯の生活実態の分析に統合した本論文は地域研究のきわめて優れた成果であり、その功績は大きい。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成30年7月3日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。